

掛川市住宅用防災施設等設置事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、自然災害、火災等（以下「災害等」という。）から市民の生命を保護するため、住宅用防災施設等設置事業を実施する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「住宅用防災施設等設置事業」とは、市内に住所を有する者が、居住用の土地又は建物（市内に存するものに限る。）に、災害等から生命を守るための施設又は設備（次に掲げるものに限る。）を設置する事業をいう。

- (1) 防災ベッド（昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で耐震診断による評点が1.0未満のもの（以下「旧基準住宅」という。）に設置するベッドで、静岡県工業技術研究所（以下「県技研」という。）が開発したものをいう。）
- (2) 防災ベッドフレーム（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号における障害の級別が1級又は2級のいずれかに該当するものが居住する住宅に設置する防災ベッドのフレームで、県技研が開発したものをいう。）
- (3) 耐震シェルター（旧基準住宅に設置する避難用箱形施設で、市長が安全性を有すると認めたものをいう。）
- (4) 感震ブレーカー（漏電による異常を感知する安全装置によって、住宅の電気を遮断して、災害等の発生時における通電火災を防止することを目的に設置するブレーカーのうち、一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に該当するもの（以下「工事タイプ」という。）又は一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有するものをいう。）
- (5) 雨水貯留設備（敷地内に降った雨水を貯留するための貯留槽及びその附属設備で、災害等の発生時における非常用水を貯留することを目的に設置するものをいう。）

第3 補助の対象及び補助額

次の表のとおりとする。

補助の対象	補助額
住宅用防災施設等設置事業（以下「事業」という。）に要する経費のうち、防災ベッド（1世帯当たり1台に限る。）の設置に要する経費	左欄に掲げる経費の額とし、20万円を限度とする。
事業に要する経費のうち、防災ベッドフレーム（1世帯当たり1台に限る。）の設置に要する経費	左欄に掲げる経費の額とし、30万円を限度とする。
事業に要する経費のうち、耐震シェルター（1世帯当たり1台に限る。）の設置に要する経費	左欄に掲げる経費の額とし、20万円（居住者の全てが65歳以上の者である場合にあっては、25万円）を限度とする。
事業に要する経費のうち、感震ブレーカー（1世帯当たり1台に限る。）の設置に要する経費	左欄に掲げる経費の3分の2に相当する額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を限度とする。 ア 市の区域内に一戸建ての住宅を新築し、当該住宅に工事タイプを設置する場合 1万円 イ アに該当しない場合 1万5,000円
事業に要する経費のうち、雨水貯留設備（1世帯当たり1台に限る。）の設置に要する経費	左欄に掲げる経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、5,000円を限度とする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

エ 防災ベッドの設置にあっては、次に掲げる書類

(ア) 耐震診断の結果を確認できる書面

(イ) 見積書の写し

(ウ) 防災ベッドを設置することについて建物所有者が承諾していることを証する書面（申請者と建物所有者が異なる場合に限る。）

オ 防災ベッドフレームの設置にあつては、次に掲げる書類

(ア) 見積書の写し

(イ) 防災ベッドフレームを設置することについて建物所有者が承諾していることを証する書面（申請者と建物所有者が異なる場合に限る。）

(ウ) 身体障害者手帳の写し

カ 耐震シェルターの設置にあつては、次に掲げる書類

(ア) 耐震診断の結果を確認できる書面

(イ) 見積書の写し

(ウ) 耐震シェルターを設置することについて建物所有者が承諾していることを証する書面（申請者と建物所有者が異なる場合に限る。）

キ 感震ブレーカーの設置にあつては、次に掲げる書類

(ア) 見積書の写し

(イ) 感震ブレーカーを設置することについて建物所有者が承諾していることを証する書面（申請者と建物所有者が異なる場合に限る。）

ク 雨水貯留設備の設置にあつては、見積書その他これに類する書面の写し

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用

し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(4) 市長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第2号）

イ 変更事業計画書

ウ 変更収支予算書

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 完了報告書（様式第3号）

イ 事業実績書

ウ 収支決算書

エ 領収書の写し

オ 設置後の写真

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第4号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内

第9 委任状の提出

事業を実施する者は、委任状を提出することにより、補助金交付に係る交付申請、実績報告及び請求の手続きを第三者に委任することができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。
- 2 掛川市防災用雨水貯留設備設置事業費補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成30年度分の補助金から適用する。